

「調布市受動喫煙防止条例の一部を改正する条例（案）」の概要

1 改正の趣旨

令和9年4月1日に市内に所在する全大学及び短期大学等のキャンパス内が全面禁煙になることを契機に、一層の受動喫煙防止対策を推進するため、大学及び短期大学等に隣接する路上を「喫煙禁止」とするとともに、所要の改正を行います。

2 改正内容

- (1) 「子ども」の定義規定（20歳未満の者をいう）を加えます（第2条関係）。
- (2) 市内に所在する大学、短期大学等に隣接する路上での喫煙を禁止します（第12条関係）。
- (3) 条例の施行期日については、令和9年4月1日を予定しています。

3 意見の提出方法及び提出先

(1) 募集期間

令和8年9月18日(金)から令和8年10月19日(月)まで ※同日必着

(2) 意見書の提出方法

ア 専用フォーム

イ 電子メール

宛先：kenkou@city.chofu.lg.jp

表題に「調布市受動喫煙防止条例の一部を改正する条例（案）への意見」と記し、住所、氏名、意見を明記してください。

ウ 郵送または持参

宛先：〒182-0026 調布市小島町2丁目33番地1 文化会館たづくり西館4階 健康推進課

表題に「調布市受動喫煙防止条例の一部を改正する条例（案）への意見」と記し、住所、氏名、意見を明記してください。

エ 「意見提出箱」への投函

下記の施設にて条例改正案を公表するとともに、意見提出箱を設置しています。

- (ア) 健康推進課（文化会館たづくり西館4階）
- (イ) みんなの広場（文化会館たづくり11階）
- (ウ) 公文書資料室（市役所4階）
- (エ) 神代出張所
- (オ) 市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階）

- (カ) 教育会館 1 階
- (キ) 各地域の図書館、公民館、地域福祉センター（染地地域福祉センターを除く）
- (ク) 子ども家庭支援センターすこやか
- (ケ) 青少年ステーションCAPS

オ ファクシミリ番号：042-441-6101（※番号のお掛け間違いに十分御注意ください。）

(3) その他

ア 御意見を正確に把握する必要があるため、電話での受付はお断りしています。また、御提出いただいた意見について個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。

イ 御意見の提出に伴い取得した住所、氏名、メールアドレス等の個人情報は、「調布市個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定に従い、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

4 その他（市の受動喫煙防止対策の取組について）

調布市は、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、令和元年 7 月 1 日に調布市受動喫煙防止条例を施行しました。受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中等の発症など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。

本条例では、調布市路上等喫煙禁止区域で喫煙した者に対して、喫煙の中止を指導し、これに従わなかった場合には喫煙の中止を命ずることができ、この命令に従わなかった者に対して、過料を科すとしています。過料を徴収する対象は、条例の附則において、「市長が指定したたばこに限る」と規定し、現在は紙巻たばこを指定しています。令和 7 年 1 1 月に国が設置した「受動喫煙対策専門委員会」において、加熱式たばこの取扱いについて再議論され、「加熱式たばこにおける長期的な人体への影響について、現時点で科学的知見が十分に蓄積されていないが、主流煙や副流煙には、発がん性物質や有害化学物質が含まれている」旨の報告書が取りまとめられたことを受け、今回の条例改正に合わせて、過料の徴収対象に加熱式たばこを加えることとします（附則第 2 関係）。

なお、過料の徴収は条例施行規則で定める日から施行すると規定しており、施行日は未定です。

5 提出意見と市の考え方の公表予定

令和 8 年 1 1 月頃

6 お問い合わせ先

福祉健康部健康推進課 電話 042-441-6100 電子メール：kenkou@city.chofu.lg.jp